

ご意見への回答

令和7年3月29日
図書館長

【件名】

図書館休館日について

【ご意見】

令和7年3月12日 福島市

- ・ 掲示板に貼られていた「ご意見への回答」（令和7年2月6日 「年末年始における図書館休館日について」）を見て疑問を持ちました。
- ・ 「1月6日（月）」については、職員は出勤日であり、館内整理の業務を行った」とのことですが、1月6日は月曜日であり、図書館は休館日ではないのでしょうか。
- ・ なぜ休館日に業務を行ったのでしょうか。図書館長が「休日出勤」を命じたのでしょうか。館長が「休日出勤」を命じたのであればその根拠を教えてください。
- ・ また、1月6日（月）が本来の出勤日であるなら、その根拠を教えてください。

【回答】

- ・ 職員の休日については、規程（「福島県教育庁等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程」第4条各号）に則り、図書館長が定めています。
1月6日（月）については、図書館は休館しておりましたが、職員週休日（「毎4週間について8日指定する」（同規程））に指定されてはならず、館内整理等の業務を行ったところです。
なお、当該日は週休日ではなく通常の勤務日となるため、「休日出勤」には当たりません。

（参考）

○福島県教育庁等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程（抄）

（福島県立図書館等の職員の週休日等）

第四条 福島県立図書館、福島県立美術館及び福島県立博物館に勤務する職員の週休日は、毎四週間について八日とし、所属長が指定する。

（担当：企画管理部長 電話 024-535-3220）

※ 回答内容は、回答日現在の状況に基づくものです。